

84-1

龍雲寺は延徳三年（一四九二）秋八月十五日、戦国大名朝倉氏に属して、しばしば戦功のあった国人衆堀江石見守景実が、その城跡に新しく伽藍を造営し、当時越前龍沢寺（現、あわら市御簾尾）に住していた大空玄虎を請して開創した禅寺である。玄虎は、山号を大沢山と称し、寺号を龍雲寺と名付けた。爾来、法燈連綿として五百余年の幾歳月を閲し、多くの変遷を経て今日に及んでいる。この間、歴代住職として三十名の禅僧がその名を連ねている。

古来、玄虎の高弟龍雲二世東木長樹を歴住の中で、開祖と並び称して尊崇する。

「朝課開祖諷誦」（朝のお勤め）で、

當寺 勅特賜仏通活性禅師大空玄虎大和尚
開山

龍雲二世東木長樹大和尚

と唱号して、毎朝法供養を勤める。

三世先照怡旭の時代から、十四世玉転海盤に至る十二代の間は輪住制を施いた。のち、十五世独運秀幹の時代から、独住制に転じて今日に至っている。

輪住は輪番とも輪差ともいう。日本の禅林で、住持職が短期間に交替し、門派末山の寺院から順番に本寺に住職すること、輪住制というのはその制度を指している。たとえば、大本山総持寺は古くは五院（総持寺山内にあった普蔵院・妙高庵・洞川庵・伝法庵・如意庵）の住持が交替で住持職に就いた。

開山玄虎が三たび住した崇芝性岱が開創した龍雲寺の本寺 東海の巨剎龍門山石雲院（現、静岡県榛原郡榛原町坂口）で

は、輪住期間を一年と定めその交替の日を八月一日として、門派末山の法孫が順番に住職を勤めて祖廟を守り、その運営については、門派の衆議によって事を行った。

輪住期間は、寺院によって異なる。多くは一年若くは五年とするが通例である。

龍雲寺の輪住期間が何年であったか、また交替の日が何日であったか明らかでないし、末寺がわずか五箇寺（越前棟岳寺・同福聚寺・同金鳳寺・加州棟岳寺・越前全昌寺）のいわゆる小本寺格の寺で、輪住制を施くのは異例のことであるといつてよい。

独住というのは、住持の期間を限ることなく、一人がその職を担うことをいう。

輪住制は、住持職の後継争いやそれによって生ずる門派の分裂を避けるためにとられた住持を定める方法であるが、同様の制度に甲乙住持制、一流相承制・度弟院制などがある。

輪住制には長所もあるが、幾つかの欠点を含む。

1、輪住は期間が短いために、どうしてもその席を守ることのみに終わる場合が多く、事勿れ主義に終始する風潮を生ずるに至る。従って特色ある寺門の運営をすることなどは望むべくもなかった。

2、輪住によって自分の住する寺が留守になるので、その間寺門の護持運営が困難になり、勢いの赴くところ熱意を欠くものとなったりした。

3、輪住により一山の什物や所蔵物などが散逸することが多かった。

4、輪住は年を経るに従い、人心の変化によって軽んじられることもあった。

上述の輪住云々は、数多くの門派寺院（末寺）を有する大山（大きな寺）に言えることであって、龍雲寺のような末寺わずかに五箇寺しか持たない小山（小さな寺）に通じるものではない。

加州棟岳寺は、龍雲九世南室祖天の時代に越前棟岳寺が加州金沢に転地した寺であり、越前全昌寺に至っては、龍雲十六世大謙地山の開創で、龍雲寺が独住制に転じた後に建立された寺である。従って独住制を施いたといっても名のみで、棟岳寺一派（越前・加州棟岳寺）が独占するところとなり、福聚寺、金鳳寺からは本寺の龍雲寺に住持した禅僧は、極めて僅かであって実質的には輪住の意味は持たなかったようである。

第一節では、「龍雲禅寺両祖伝」と題して、当寺が所蔵する古文書・古記録その他によって、開山大空玄虎、二世東木長樹の記伝を述し、第二節では、「中世の領主堀江氏」の表題の下に、郷土資料に基づいて、越前国人衆堀江氏から朝倉氏国人へと転じ行く堀江一族の跡を追いつめ、特に龍雲寺開基堀江景実を中心として若干の紙幅を費して論考を進めたいと思う。